

# 下水道は海や川をきれいにします

排水設備の管理責任は個人です



台所のごみや廃油を流さない



薬品やガソリンを流さない



オムツや水に溶けないティッシュペーパーを流さない

あなたは海や川を汚していませんか？

ご家庭でこく当たり前のように捨てられている汚水は公共下水道に接続されておりますか？

家庭から排出される生活雑排水などによって、海が汚され、魚などがすめなくなっています。下水道の役割は、汚れた水をきれいにし、海に戻すことにより、環境を守ることを目的にしています。明日の留萌を担う子供たちの大きな宝として海や川をきれいに残していくのは私たちに与えられた使命です。

一人一人がこの実態を認識し、汚さないようにするには、下水道への接続が不可欠となります。

下水道が完成しても、皆さんが利用しなければ、環境は良くなりません。水洗化のできる地域の方は一日も早く下水道に接続し、住み良い留萌をつくりましょう。

今年度新たに下水道に接続できる区域は、次のとおりです。

- 南町2丁目・4丁目の一部
- 東雲町2丁目の一部
- 沖見町2丁目・3丁目の一部
- 沖見町5丁目の一部

元町1丁目から5丁目の一部  
浜中町の一部

- 泉町1丁目の一部
- 港町1丁目の一部
- 緑ヶ丘町1丁目の一部
- 明元町4・5丁目の一部

土地所有者は受益者負担金が：

下水道の受益者負担金は、公共下水道を計画的かつ早期に完成していくために、受益者に建設費の一部を負担していただく制度です。受益者とは、下水道が整備されたことにより、土地利用の有利性・利便性が増し、財産価値が上昇する利益を受ける土地の所有者のことです。所有している土地が下水道処理区域になると、下水道に接続する、しないにかかわらず、受益者負担金がかかります。

受益者負担金は1㎡あたり510円となっていますので、土地所有面積(㎡)×510円が受益者負担金となります。

とつてもお得な前納報償金を軽減するために、5年間(年4

受益者負担金は、受益者の負担

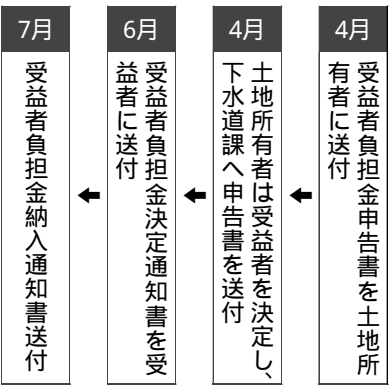
回の5年納入(20回分割)で支払っていただきます。

これを一括納入すると前納報償金が最高約12%支給されます

例えば、300㎡(約91坪)の場合十五万三千元がかかります。この負担金額を一括

(納期限7月31日まで)納入しますと、最高で約12%、約一万八千六百円が支給されます。(但し、個人名義の所有地に限り)

■ 受益者負担金決定までの流れ



下水道に接続する費用は？

宅地内の排水設備及び水洗化工事は、個人の財産となるため、自己負担となります。留萌市では、一日も早く工事していただくために、無利子の工事資金の貸付けや

■ 指定工事店	
㈱伊藤燃料機器	☎42・0933
北都建設工業㈱	☎42・1890
指川電設工業㈱	☎42・1835
新日興建設(有)	☎42・1601
㈱熱源	☎42・3081
㈱八子口	☎42・3311
㈱不二水道	☎42・1955
北興機械㈱	☎42・3615
(有)シバタ建設	☎0166・66・1930
ハシノ産商設備	☎43・7892
㈱道央ハウジング	☎0125・24・0357
北川設備工業所	☎43・6234
㈱原田設備工業所	☎0166・33・8392
(有)伊藤設備	☎0125・24・2733
大建工業㈱	☎0166・60・5500
㈱キョウエイ	☎0166・50・2772
北日本設備㈱	☎01646・2・3592
フジヤ住設工業㈱	☎42・7019
丸信衛生工業㈱	☎0166・23・2528



補助金制度を設けて、皆さんの経済的負担を軽減しています。

市役所下水道課又は指定工事店にご相談ください。

下水道使用料ってなに？

下水道を使用すると、水道料金と同じように毎月下水道使用料がかかります。下水道使用料は下水道管の清掃や浄化センターの維持管理に使われます。

ご安心ください！

留萌浄化センターから発生する臭気について、昨年10月から12月にかけて調査をしました。結果、敷地境界と発生源の臭気、放流水は、共に法律で決められた基準値内でした。

## 今年の工事箇所はここです

平成19年度の下水道工事予定箇所は、下の地図に表示した場所となっています。工事期間中は、歩行者や車両の通行、騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。なお、当初計画につき工法等の変更により施工箇所の変更があります。



みなさんのご協力を！



- 船場町2丁目 ズコーシャ留萌支店～日本通運北岸詰所地先
- 元町2・3・4・5丁目 市道東岸通り地先
- 元町2・3・4丁目 日鉄セメント～山内宅地先
- 泉町1丁目 市道西6丁目通り佐藤宅～市道泉2号通り 風間宅地先
- 南町4丁目 市道南町22号通り～市道南町23号通り地先
- 南町2丁目 市道南町3号通り～市道南町5号通り地先
- 元町3丁目 佐藤宅～青山宅地先
- 元町4丁目 笹島宅～小邦宅地先
- 南町2丁目 南部宅～植木宅地先
- 南町4丁目 鈴木宅～花田宅地先

は雨水管整備事業 ~ は污水管整備事業

### ディスポーザ (生ゴミ粉碎機) について

簡単に流し台に取付けし、生ゴミを細かく砕いて水と一緒に下水道管に流せると販売されている「直接投入型(単体)ディスポーザ」は留萌市では使用できません。これを使用すると下水道管が詰まったり、硫化水素等(有毒ガス)の発生、浄化センターの汚泥量の増加等公共下水道の機能を阻害します。ただし、適合評価を受けた専用の排水処理設備付き「ディスポーザ排水処理システム」に限り専門の維持管理事業者と委託契約の締結を条件として留萌市でも認めております。排水設備設置申請の手続きが必要となりますのでご相談して下さい。

下水道に関するお問い合わせは、市・下水道課まで ☎42・2049